

第21号様式の2(第13条関係)

建築物全体を除却・使用休止する場合は、「第4号様式の2」のみの提出とすることもできます。

いずれかに○をつけて下さい。

建築設備等 廃止 使用休止 届

[参考]

東京都建築基準法施行細則第11条

7 前条に定める建築設備等を廃止し、又は使用を休止(当該建築設備等について、最後に法第十二条第三項の規定による報告を行った日の翌日から起算して一年(前条第二項各号に掲げる昇降機等にあつては、六月)を経過する日の翌日以降の日まで休止する場合に限る。)したときは、遅滞なく、別記第二十一号様式の二による建築設備等廃止・使用休止届を知事に届けなければならない。

下記の建築設備等を廃止したので、東京都建築基準法施行細則第13条第7項の規定により届け出ます。

報告日を記入してください。報告日は、除却・使用休止の前後いずれでも結構ですが、第13条第7項では、「遅滞なく」届け出を行なうことを求めています。

平成21年 10月 10日

東京都知事 殿

原則、所有者と管理者が異なる場合は、管理者(管理者が変更となる場合は、変更前の管理者)が届け出を行なってください。なお、法人にあつては、公印の捺印が必要です(自署の場合を除く)。

届出者

住所 新宿区西新宿 ○ - ○ - ○
氏名 ○ ○ 株式会社代表取締役

㊞

電話 ()

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

1	所有者の住所及び氏名	新宿区西新宿○-○-○ ○○株式会社代表取締役 ○ ○ ○ ○
2	管理者の住所及び氏名	新宿区西新宿△-△-△ △△株式会社代表取締役 △ △ △ △
3	建築物の概要	(1) 所在地 住居表示 新宿区西新宿○-○-○ (地名地番) 新宿区西新宿○-○ (2) 名称 ○○○○ビル (3) 用途 事務所・飲食店舗 (4) 規模 階数 (地上10階・地下2階)、延べ面積 (15,000㎡)
4	建築設備等の種類、用途及び構造	昇降機等:小荷物専用昇降機 廃止又は使用休止する建築設備等のみにについて記載して下さい。
5	確認済証交付者 確認済証交付年月日及び番号	東京都建築主事 ○ ○ ○ ○ 昭和43年 5月10日 第238号
6	検査済証交付者 検査済証交付年月日及び番号	指定確認機関による確認等の場合、当該指定確認機関名、当該指定確認機関で発行された確認済証等の番号・日付を記載して下さい。 東京都建築主事 ○ ○ ○ ○ 昭和43年 5月10日 第238号
7	前回報告年月日及び番号	建築設備: H20年10月8日 番号 111111 昇降機等: H20年10月8日 番号 111111111
8	廃止及び使用休止の理由	老朽化のため
9	廃止年月日 使用休止期間	廃止年月日: H21年10月5日 使用休止期間: 年 月 日から 年 月
※	受付欄	建築設備を廃止又は使用休止する場合のみ、建築設備定期検査報告書第1面下の「日本建築設備・昇降機センター」受付印の日付及び右上「センター受付番号」を記載して下さい。 昇降機等を廃止又は使用休止する場合のみ、昇降機定期検査報告書第1面下の「東京都昇降機安全協議会」受付印の日付及び右上「登録番号」を記載して下さい。 なお、複数台数の昇降機等が設置されている建築物で、その一部分のみ廃止等を行う場合、廃止等を行う昇降機等のみにについて記載して下さい。

(注意)

- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 届出者の氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。
- 使用休止期間が変更になる場合は、改めて建築設備等使用休止届を提出してください。